



# 配偶者・パートナーからの暴力に悩んでいませんか？

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。



## DV(ドメスティック・バイオレンス)とは？

配偶者（事実婚や元配偶者も含む）など親密な関係にある、または過去にあった者からの暴力です。その被害者の多くは女性です。

DVの目的は**相手を支配しコントロールすること**。DVは重大な人権侵害であるとの認識のもと、社会全体で解決すべき問題です。

- 身体的暴力…殴る・蹴る・物を投げる・首を絞めるなど
- 精神的暴力…大声でどなる・何を言っても無視して口をきかないなど
- 社会的暴力…行動を監視する・家族や友人との付き合いを制限するなど
- 経済的暴力…生活費を渡さないなど
- 性的暴力 …性行為の強要・避妊に協力しないなど

暴力は、一つではなく  
幾つも重なって起きたり、  
繰り返されるうちに  
エスカレートしたりする  
場合もあります。

## なくそう女性への暴力 啓発活動

### ●パネル展示

期間 11月1日(火)～11月30日(水)

イオンモール出雲で「DV防止に向けた取組」をパネルで紹介します。



令和3年度の様子▶

### ●パープル・ライトアップ in 日御碕灯台

期間 11月20日(日)～11月25日(金)

パープルライトアップには、女性に対するあらゆる暴力の根絶と、被害者に対して「ひとりで悩まず、まずは相談してください」というメッセージが込められています。



もし、あなたの身近に心配な方がいらっしゃいましたら「あなたは悪くない。ひとりで悩まず相談を」と伝えてください。

### 10～20代の若い人たちが被害にあっています！

SNS等での出会いから性犯罪につながるケースも多くなっています。進学や就職等で県外に出た際、被害に遭いやすいといわれています。

- ◇デートレイプドラッグ問題
- ◇デートDV問題 ◇SNS犯罪・トラブル
- ◇AV(アダルトビデオ)出演強要問題
- ◇JK(女子高校生)ビジネス問題

飲み物に睡眠剤を入れられて性的な被害を受けたり、嫌われたくない気持ちから暴力と気づきにくいデートDVなどの問題が発生しています。このような問題で悩んだり、困ったりしている方は、一人で抱え込まずに相談しましょう。

内閣府では、啓発サイトを開設し、被害事例や相談窓口を掲載しています。

▶内閣府男女共同参画局ホームページ

内閣府 女性 暴力 検索

若年層への啓発活動として、市内中学校、高校、専門学校等で、「デートDV防止出前講座」を行っています。

PTA研修等で活用していただくこともできます。

申込先/くすのきプラザ  
(出雲市男女共同参画センター) ☎22-2055

### ひとりで悩まずに相談してください

#### 女性相談窓口

【相談受付時間】月～金曜日 8:30～17:00  
(祝日・年末年始を除く)

- 出雲市市民活動支援課 ☎22-2085
- 出雲児童相談所女性相談窓口 ☎21-8789
- 島根県女性相談センター ☎(0852)25-8071  
(電話相談のみ土・日対応可 ※12～13時を除く)
- 島根県女性相談センター西部分室 ☎(0854)84-5661
- 出雲警察署生活安全課(24時間対応) ☎24-0110

全国  
共通

#### 「DV相談+(プラス)」

つながりやすく

☎0120-279-889(24時間受付)

※メール相談・チャット相談もあります。

おたずね/市民活動支援課 ☎21-6952

# ヤングケアラーを正しく理解しましょう

一人で頑張らないで。  
誰かを頼ったっていい。

## ～子どもが子どもでいられる街に～

「ヤングケアラー」とは、本来、大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを、日常的に行っている子どものことです。

責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

家族の手伝い・手助けをすることは「ふつうのこと」と思うかもしれませんが、学校生活に影響が出たり、心や身体に不調を感じるほどの重い負荷がかかっている場合は、少し注意が必要です。

## ヤングケアラーとは、例えばこんな子どもたちです



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のある家族の世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。

※イラストは厚生労働省のホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>) より抜粋

## ヤングケアラーのために、私たちができること

子どもの権利が侵害される「ヤングケアラー」問題が近年大きく注目されています。支援が必要な子どもに気づき、相談先につなげるため、まわりの大人が「ヤングケアラー」を正しく理解することが大切です。



参加無料  
定員  
100名

## 児童虐待防止推進・子ども若者支援合同講演会 「ヤングケアラーへの支援について」

- 日 時 / 11月12日(土) 13:30～15:30
- 会 場 / 市役所 本庁1階 くにびき大ホール
- 講 師 / 島根大学法文学部教授  
ヤングケアラーサロネットワーク代表理事 宮本 恭子氏
- 受付期間 / 10月20日(木)～11月4日(金)

※受付は先着順で、定員になり次第、申込を締め切ります。 しまね電子申請はこちら▶

事前申込制です。受講希望の方は、しまね電子申請サービスでお願いします。FAXの場合は、①氏名(ふりがな) ②住所 ③連絡先を明記のうえ、市民活動支援課(FAX 21-6299)までお申し込みください。



# 11月は児童虐待防止推進月間です

【児童虐待防止啓発活動】11月1日(火)～11月30日(水)イオンモール出雲にてパネル展示

オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。

☎ 虐待かもと思ったとき、子育てに悩んだとき、お電話ください。

通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談した人、その内容に関する秘密は守られます。

通話料無料  
児童相談所  
虐待対応  
ダイヤル

いち はや く  
**189**

## 虐待の通告・相談

- 出雲児童相談所 ☎21-0007
- 出雲市子ども政策課 子ども家庭相談室 ☎21-6604
- 児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189
- 児童相談所相談専用ダイヤル ☎0120-189-783

おたすね / 子ども政策課 子ども家庭相談室 ☎21-6604